令和6年度　精神・発達障がい者が働く企業における職場体験研修(人事担当者向け)

障害者雇用促進法が改正され、令和6年4月に民間事業主の法定雇用率が2.5%に引き上げられました。また、週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障がい者等（特定短時間労働者）について、雇用率上、算定できるようになりました。さらに令和８年７月には法定雇用率が2.7%に引き上げられるなど、今後も精神・発達障がい者の新規求職者は増加するものと思われます。

　このような障がい者の雇用を取り巻く環境が大きく変化している中で、中小事業主の障がい者雇用への理解促進をはじめ、社会全体として精神・発達障がい者の雇用の拡大と職場定着の促進に向けた取組みが益々重要となっています。

　大阪府では、企業の人事担当者等の皆様を対象とした精神・発達障がい者等への理解促進・職場定着支援に関する研修を実施します。

対象　精神・発達障がい者の雇用を検討している企業の人事担当者、精神・発達障がい者を雇用している企業で、雇用や雇用管理を担当している方

参加費　無料

内容　基礎知識研修(動画配信)と職場体験研修の2本立てです。

1　基礎知識研修(動画配信)障がい者雇用の基本、精神・発達障がいの特性と雇用管理、雇用管理ツール等の概要について、動画を配信し、視聴していただきます。

30分程度の動画です。

動画配信は、「大阪府就業促進課障がい者雇用促進グループ公式Youtubeチャンネル」にて限定公開を行っています。

2　職場体験研修

事業所内見学、実習、意見交換等　※カリキュラムは職場体験先企業により異なります。

受講の流れ

1　申し込み

　WEBフォームへの入力もしくはE-mailにてお申し込みいただきます。

2　動画視聴用URL

　申し込み後、動画視聴用URLとアンケート用紙をメールにて送信します。

3　職場体験の希望調整

　体験先と日時について、事務局から個別に連絡し、調整させていただきます。

4　動画視聴(基礎知識研修)

5　アンケート提出

　　基礎知識研修動画についてのアンケートをご提出いただきます。

　6　職場体験研修

　7　アンケート提出

　　職場体験研修の後、アンケートをご提出いただきます。

　8　修了証書発行

　　基礎知識研修及び職場体験研修ともに修了した方には、修了証書を発行します。

問い合わせ・申し込み先

精神・発達障がい者等職場定着支援事業　事務局

　　(受託事業者：公益社団法人　全国障害者雇用事業所協会)

　　〒541-0046

　　大阪市中央区平野町1-5-9　井上ビル6階

　　電話：050-5536-1049

　　E-mail：osaka-office@zenjukyo.or.jp